

食料供給困難事態対策法案 新旧対照条文

○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（附則第三条関係）

(傍線部分は改正部分)

改正案

附則

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
食料供給困難 事態対策法（ 令和六年法律 第 号）	イ 第二条第六号	デジタル庁	デジタル庁、 復興庁

2・3 (略)

現行

附則

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

(新設)

2・3 (略)